

これまでの松戸市虐待防止条例に 係る取組状況について

松戸市虐待防止連携推進会議
令和5年7月27日（木）

これまでの取組報告

1. 虐待防止条例制定の経緯
2. 虐待通告通報受理状況 等
3. 令和4年度 松戸市虐待防止連携推進会議
における意見と対応状況
4. 児童・障害・高齢で連携を図った虐待事例の
把握について
5. 普及啓発活動実績
6. 勉強会・研修会などの開催

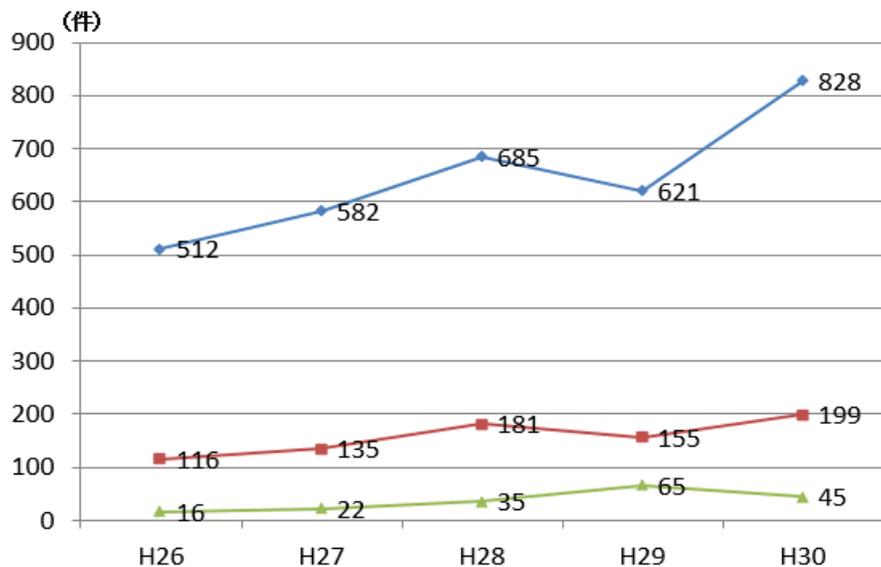
1. 虐待防止条例制定の経緯

背景

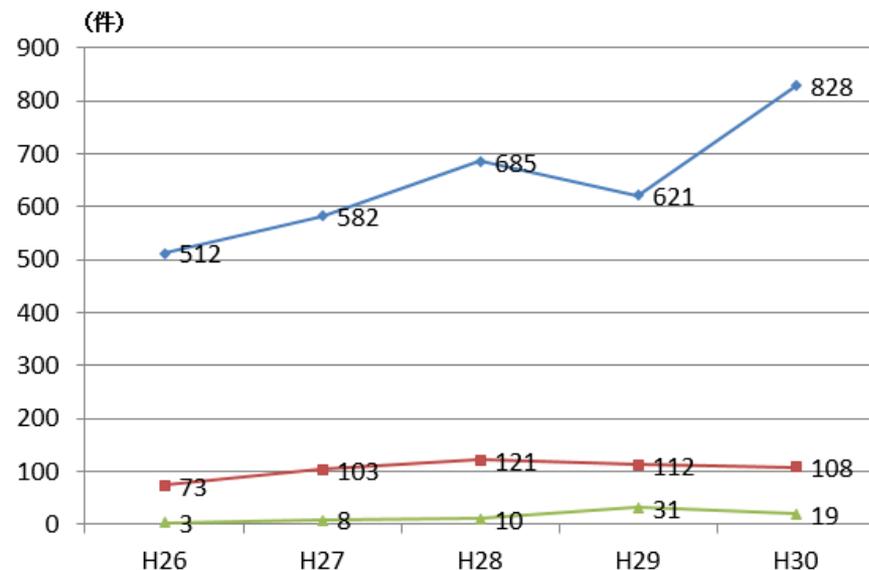
○ 本市では、3虐待(児童、高齢者及び障害者に対する虐待)の通告・通報件数等が増加傾向にある中で、近隣市の児童虐待事件の発生、関係機関における3虐待連携した取組の検討が進められるとともに、令和元年度に3つの虐待防止ネットワークが整備される至ったことを契機として、更なる虐待防止対策に関する議論・動きが加速。

3虐待の現状

通告・通報件数推移



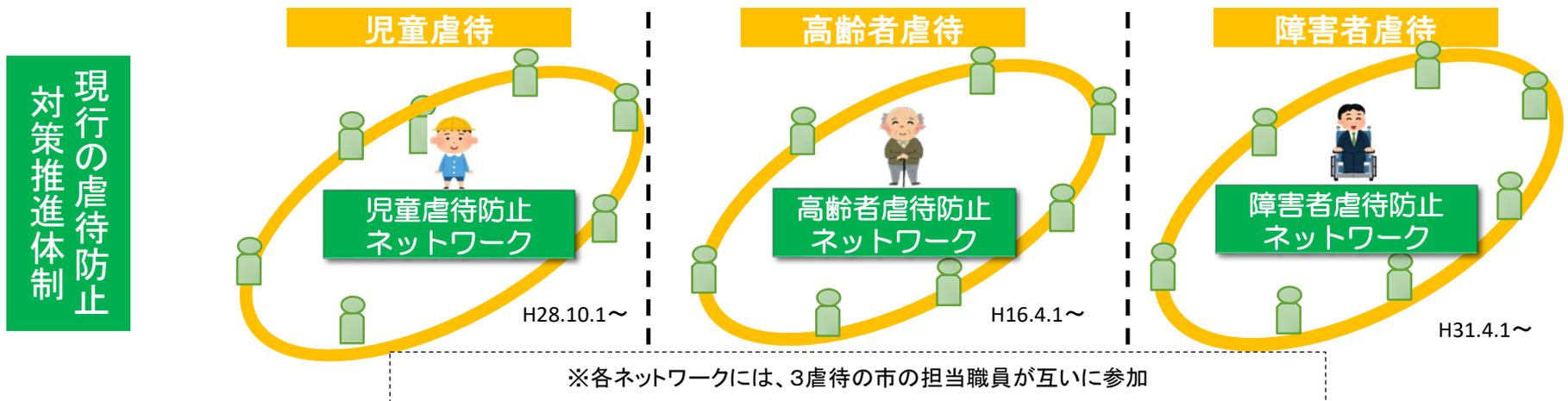
虐待認定件数推移



虐待防止の更なる推進～3虐待の連携推進～

- 更なる虐待防止の推進を図るため、以下に取り組む。
 - ・ 本市の虐待に対する姿勢等を示すために松戸市虐待防止条例の制定
 - ・ 3虐待(児童、高齢者及び障害者に対する虐待)の連携を推進するために松戸市虐待防止連携推進会議の設置

松戸市における虐待防止対策推進体制 (イメージ)



新

更なる虐待防止
対策推進体制等



松戸市虐待防止条例について (施行期日: 令和2年4月1日)

条例の目的

虐待のない誰もが安心して暮らせるまちの実現

基本理念

- ① 虐待は、人権侵害行為であり、決して行ってはならない。
- ② 命と尊厳を守ることを最優先に、被養護者等の利益が最大限考慮されること、被養護者等・養護者等の人権が共に尊重されること
- ③ 市、市民、関係団体、地域社会が主体的かつ協力して取り組む。

市を挙げて
取り組むこと

方針を共有して
取り組むこと

児童・高齢者・障害者
虐待防止対策の連携

各主体の責務・役割

- 【市】
虐待防止対策を推進します
- 【市民】
虐待防止への理解を深めます
- 【関係団体】
早期発見に努めます
市の施策に協力します
- 【地域社会】
児童・高齢者・障害者のいる家庭と積極的に
関わり合いを持ち、安心して生活できる
環境づくりに努めます

施策の取組の方向性

- 通告・相談しやすい環境にします
- 虐待を受けた人の安全が速やかに
確認できるように協力します
- 安心して子育て・介護等ができる
地域づくりに努めます
- 支援を行う際、虐待を受けた人の
意思を尊重します
- 虐待に関する研修等を実施すると
共に参加しやすい環境を整えます
- 正しい知識の普及や意識高揚を
図るために啓発します

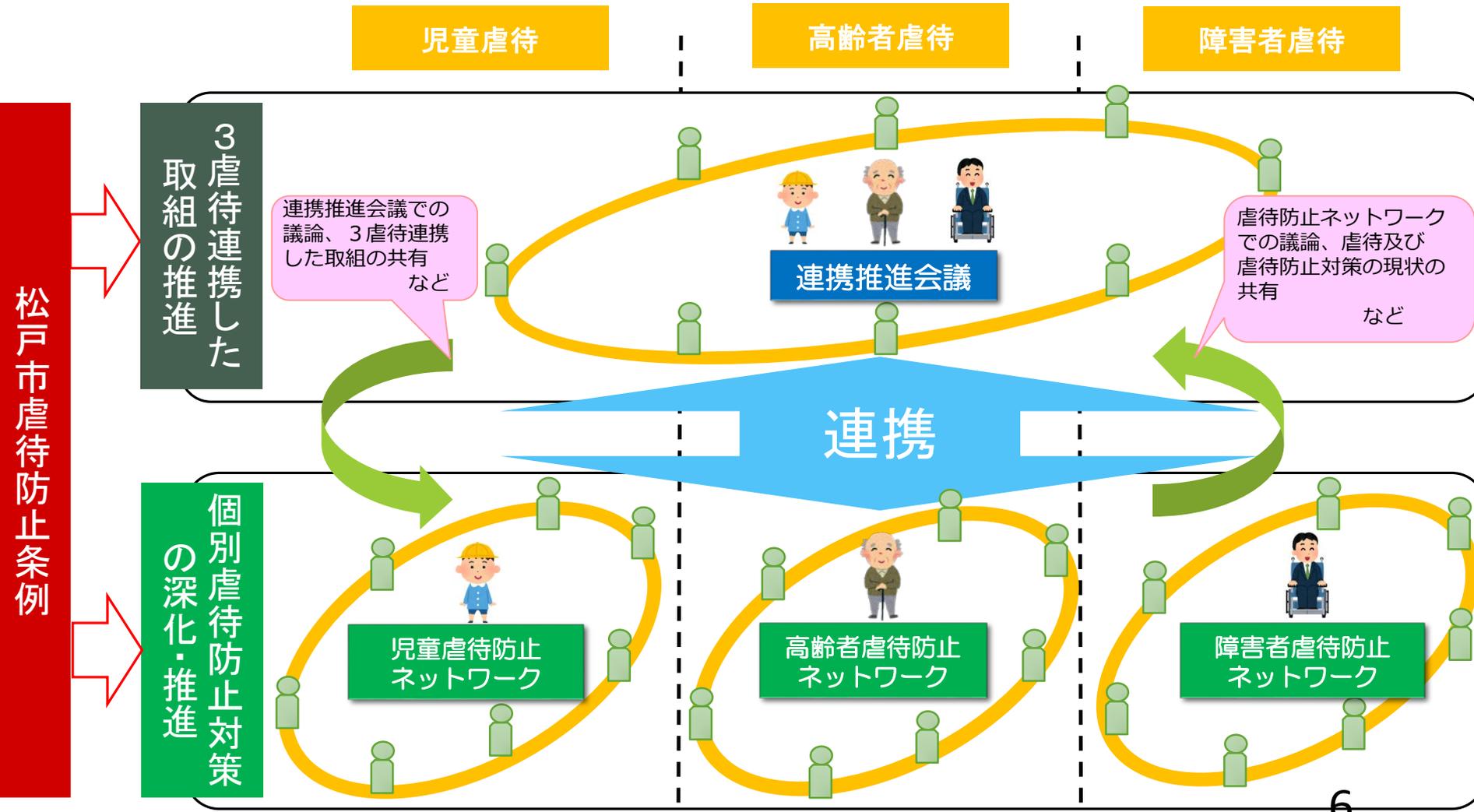
推進体制整備

- 3虐待で連携した効果的取組
を推進するため体制の整備

松戸市虐待防止連携
推進会議の設置

連携推進会議と虐待防止ネットワークの連携(イメージ)

- 連携推進会議は、3虐待(児童、高齢者及び障害者に対する虐待)の連携した取組を推進する。
- 各虐待防止ネットワークは、個別の虐待防止の取組を深化・推進する。
- ⇒連携推進会議と各虐待防止ネットワークは、連携を図りながら、相互補完的に取組を推進する。



2. 虐待通告通報受理状況 等

1) 高齢者虐待通報受理状況(過去3年分)

図1 虐待通報受理状況

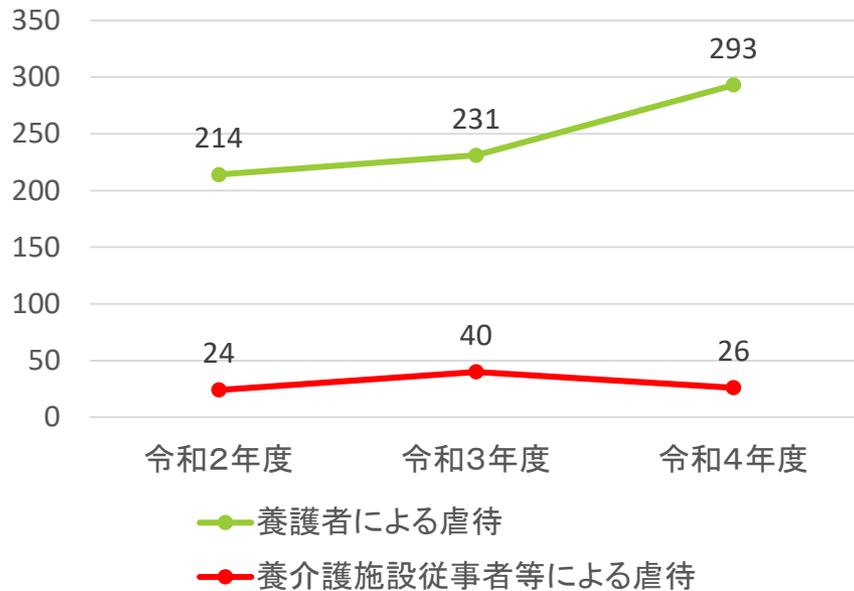
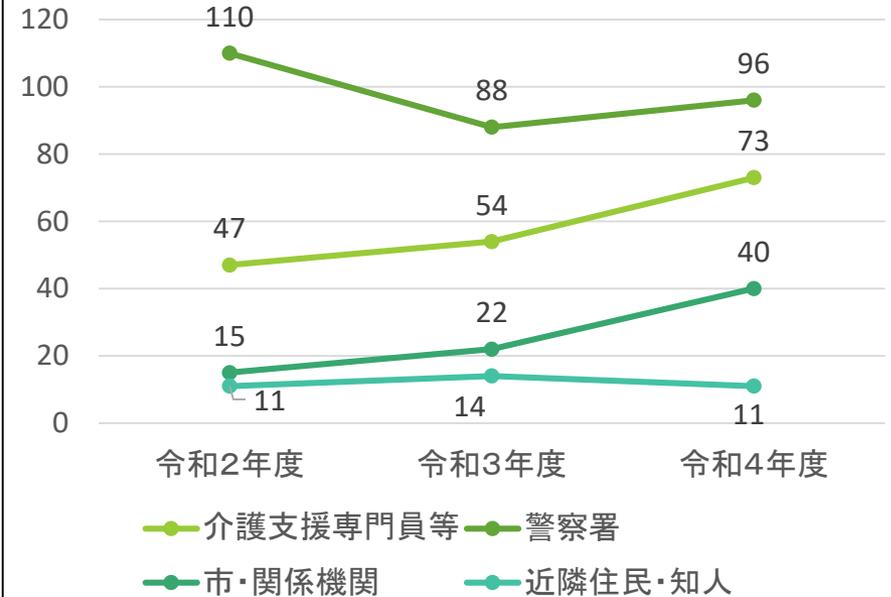


図2 養護者による虐待 相談者・通報者

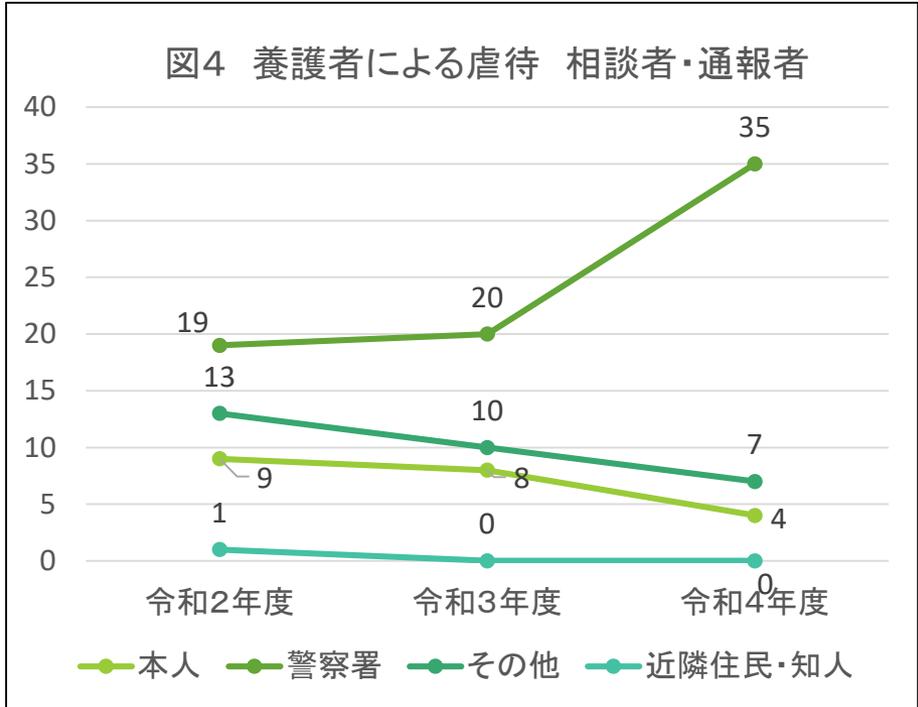
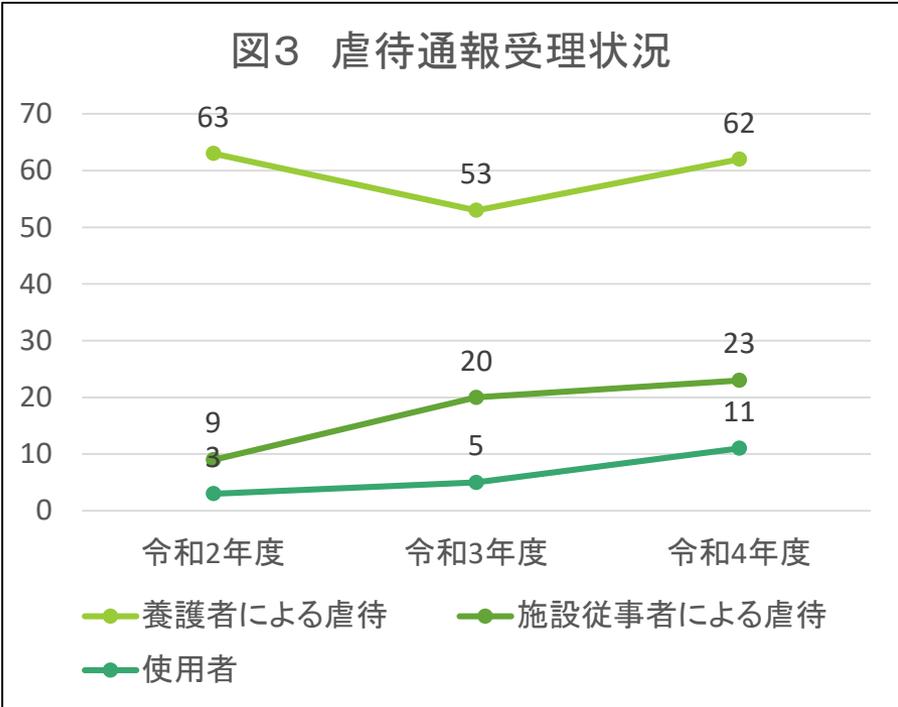


○養護者による虐待の通報受理件数は増加傾向であり、千葉県、国も概ね、同様の傾向である。養介護施設従事者等による虐待の通報受理件数は、令和4年度減少したが、令和2年度以前と比較すれば増加傾向にある。(図1)

○養護者による虐待における、相談者・通報者については、警察署、介護支援専門員の順となっている。(図2)

○虐待の種別では、令和4年度は身体的虐待(約54%)、次いで介護等放棄(約33%)となっており、令和3年度までは身体的虐待に次いで心理的虐待が多く、経年変化を追っていく。

2) 障害者虐待通報受理状況(過去3年分)



- 養護者による障害者虐待通報受理件数は増加傾向にあったが令和4年度では施設従事者虐待が年間23件と過去最大数の受理数となった。(図3)
- 養護者による障害者虐待における相談者・通報者については、警察からの通報件数が大幅に増加となっている。(図4)
- 虐待の種別では、令和4年度は身体的虐待(約50%)、次いで心理的虐待(約43%)、放棄・放置(約29%)がとなっており、令和3年度に比べ、心理的虐待が増加している。

3) 児童虐待通告受理状況(過去3年分)

図5 虐待通告受理状況

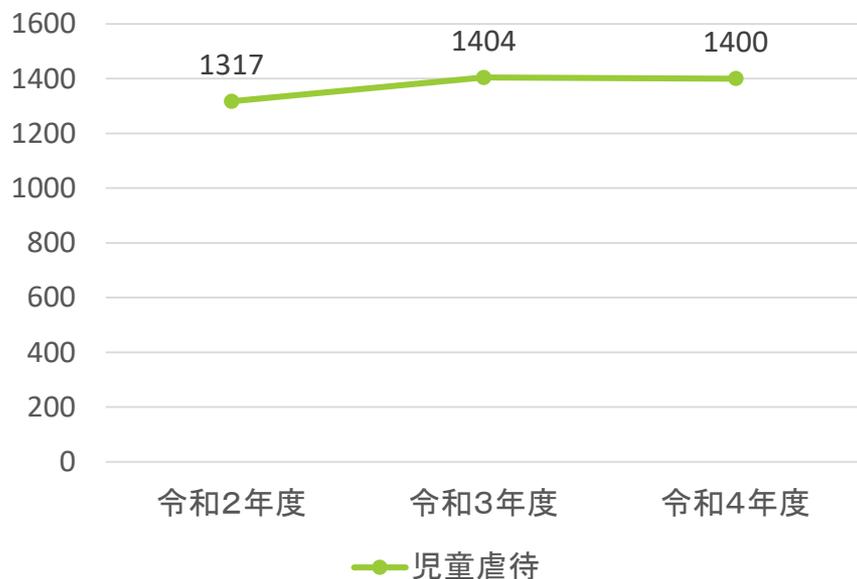
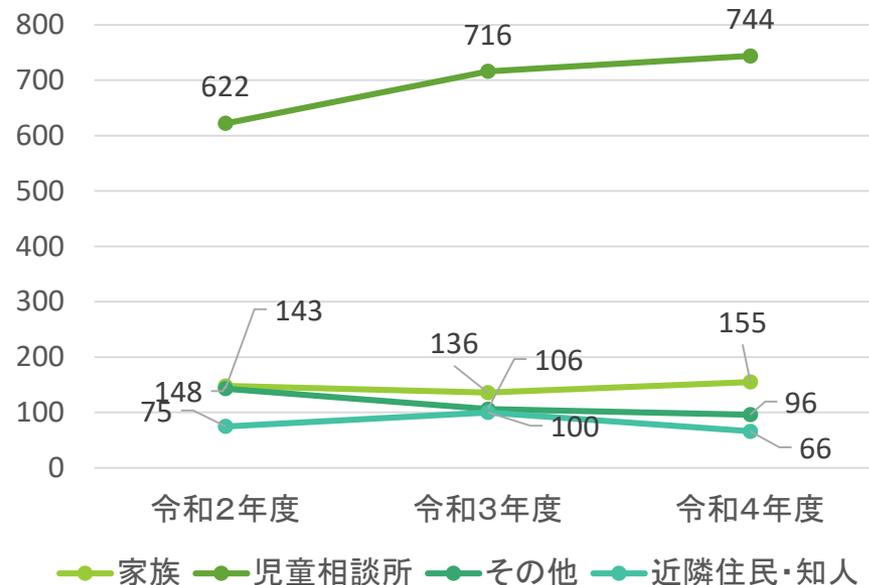


図6 児童虐待 相談者・通報者



- 児童虐待相談受付件数は、県と同様にほぼ横ばいとなっている。(図5)
- 相談者数については、児童相談所は増加傾向にあり、家族、学校、近隣はほぼ横ばいとなっている(図6)。
- 虐待の種別としては、令和4年度は、心理的虐待(約40%)、身体的虐待(約30%)が多く、これは国、県においても同様の傾向となっている。

3. 松戸市虐待防止連携推進会議における意見と対応状況

広報・啓発

○町会・自治会でも地域を注視し、市とも協力した対応が必要だと思ふ。また**パートナー講座**等による啓発が必要ではないか

⇒ (対応) 講座の**周知啓発を継続**し、より幅広い普及啓発のためパートナー講座を動画撮影し貸し出す等、より一層の啓発活動も検討している

○連携推進会議の内容開示を含め、条例について**住民向け報告と周知**をしてほしい

⇒ (対応) **条例に基づく取組**について、市民と直接関わり周知が可能となる様々な場面で示している

○**QRコード**の活用など、通報先へすぐにアクセスできる方法の検討を進めてほしい

⇒ (対応) 条例を周知する**ホームページ**を作成。ホームページの**QRコード**を**普及啓発物品**へ掲載し活用を促進

横断的対応

○虐待の個別ケース対応は予防の観点が重要で、早期のスクリーニング、**早期介入・予防**を図る必要があるのでは

⇒ (対応) 妊娠期からの支援、8050世帯の支援等、**分野横断的に連携**し支援を行っている

○年齢横断・対象横断的取り組みを進め、**DV支援も含めた対応**を検討してもらいたい

⇒ (対応) 連携が図られた**事例を把握**し、結果を踏まえ**今後の取り組みの検討**を進める

○**DV防止法**や**いじめ**に対する取り組みが含まれておらず、今後どのように改訂する予定か

⇒ (対応) **連携の効果検証**を行い**課題点**を検討する。

(前ページ続き)

早期発見

- 虐待ケースを共有する際の個人情報保護は、生命が優先されるため、**法解釈も踏まえたうえでの連携**や通報者保護の周知啓発の促進が必要

⇒ (対応) **個人情報取扱いに対する児童・障害・高齢分野の共通理解**を図り、引き続き**通報者保護の原則**を周知

多機関連携

- 関係機関に**早めに情報**をもらえるとありがたい
 - ⇒ (対応) 関係機関への**周知啓発や情報提供**を継続して実施している
- 生活支援を担う**実務者レベル**の話し合いの場がほしい
 - ⇒ (対応) **担当者レベル会議での事例検討**も踏まえ、取り組みを検討している
- 連携して取り組んだ虐待事例、**多分野が関わる事例の実態把握と検討**も行ってほしい
 - ⇒ (対応) 連携の障壁となる**個人情報の取扱いの共通理解**を図り、連携に繋げている
- 予防のため**経済困窮の支援が不可欠**で生活支援課との連携や取り組み等の共有をしてほしい
 - ⇒ (対応) 庁内関係課へ3虐待に関する**動画研修で周知**を行った
- 連携促進の理念**を生かすため、どのように対応するかが重要
 - ⇒ (対応) 連携の**評価方法を検討**したうえで、実績把握を進める

虐待対応の統一化

- 連携の効果**をどのように図り、それに向けてどのように取り組むのか検討することが必要
⇒ (対応) **各課共通フォーマット**を作成し、分野横断的に**連携が図られた事例の実績**を把握
- どの部署への相談も対応できる、**窓口一本化及び近いシステム**の体制整備を進めてほしい
⇒ (対応) 各窓口の一本化及び一本化に近い**システムの整備**について検討している

支援

- 障害児に対する虐待**の実態、**ヤングケアラー**の実態を把握してもらいたい
⇒ (対応) 障害児に対する虐待の数値の把握方法について検討
- ヤングケアラー**は誰のケアでどの部署がどのように関与するかを検討できるのが連携のはじまり
⇒ (対応) **ヤングケアラー条例**について、国の動向を注視し、対応を行っている
- 上記内容を含めて**市全体・市民に示していく**ことが説明責任を果たすことになる
⇒ (対応) 虐待防止条例に基づく具体的な取り組みを含め、**市民向け講演会**にて周知した
各虐待防止ネットワークの取り組みにおいても、積極的に周知を図っている

～概要～

【目的】

「虐待のない誰もが安心して暮らせるまち まつど」の実現に向けて、虐待防止条例に基づき、児童、高齢者、障害者の各分野の連携強化を推進してきた効果を事例から検証し、今後取り組むべき施策を検討する

①各分野の虐待対応の違いや課題を明らかにし、より円滑な連携方法と効果的な支援を検討する

②事例の蓄積から本市における虐待の対応状況を把握し、虐待防止の効果的な取り組みの検討に生かす

【対象】

各課で対応した虐待事例のうち、他分野の相談支援機関とともに支援を進めたもの（情報確認のみ行った事例は含まない）

対象期間：令和4年4月～令和5年3月

確認項目：

分野	児童／障害／高齢
通報	通報・情報把握日／通報者
被虐待者の状況	性別／年齢／介護認定の有無／障害手帳の有無
虐待の状況	虐待者の関係／虐待の種類
虐待の詳細	いつ／誰が／誰に対して／どのような行為をしたか
連携支援機関	児童と障害／児童と高齢／障害と高齢／児童・障害・高齢
支援状況	状況／課題／支援方針

※担当課それぞれ、上記内容を記載した共通のフォーマットを使用して確認

～結果～

【令和4年度】

副主	児童	障害	高齢	計
児童		3	2	5
障害	3		14	17
高齢	2	16		18
計	5	19	16	40

※連携を図っている複数の分野のうち1つのみで虐待が認定されているケースを含む
 (延数であり、同一世帯が重複して計上されている場合あり)
 ※児童・高齢ともに障害との連携の数が多くなっている
 (例：児童の親世代、高齢者の子世代が障害分野の支援を要するケース)

確認された課題

- 連携が必要と判断する基準が支援機関により異なる
- 連携と個人情報保護の兼ね合い
- 児童虐待・高齢者虐待に関わる支援機関に対し
障害者支援にかかる知識や社会資源の周知が必要

令和5年度・・・「連携」の基準を見直しながら、把握を継続
 障害者支援について他領域支援機関にも周知予定

5. 普及啓発活動実績

◎普及啓発物品

クリアファイル



除菌ティッシュ



ステッカー



○クリアファイル：

パンフレットや資料の持ち帰りに利用しやすいように作成。

○除菌ティッシュ：

コロナ禍の感染対策物品を啓発物品の一つとして活用。
窓口やイベントで持ち帰りいただいている。

○ステッカー：

子ども達にも手に取ってもらいやすいように作成。
イベント時の配布、関係機関・団体への配布を進めている。

○のぼり（卓上型）：

大型のぼりに加え、卓上型のぼりも製作。
関係機関へ配布し、相談窓口等へ設置している。

のぼり（卓上型）



◎ソーシャルメディアの活用

○松戸市ホームページ

松戸市虐待防止条例制定記念講演会のオンライン配信をするほか、通告・通報先の掲載、チラシのダウンロードを可能に。

また、チラシに掲載するQRコードを読み取ることで、相談先がわかりやすくなるよう配置した。

OSNS

松戸市の公式Twitter、Facebook等の媒体を活用し、積極的に周知した。

ホームページ

松戸市虐待防止条例

更新日：2022年4月18日

「松戸市虐待防止条例」が令和2年4月1日から施行されました。

この条例は、児童、高齢者、障害者に対する虐待のない誰もが安心して暮らせるまちの実現を目的としております。



松戸市虐待防止推進キャラクター
ハートはと

[松戸市虐待防止条例 \(PDF: 153KB\)](#)

[条例の逐条解説 \(PDF: 214KB\)](#)

[条例制定パンフレットA4 \(PDF: 609KB\)](#)

[相談を支障のきっかけにパンフレットA4 \(PDF: 2,825KB\)](#)

[松戸市虐待防止条例特集号\(令和4年1月25日\) \(PDF: 4,054KB\)](#)

[児童虐待について](#)

[高齢者虐待について](#)

[障害者虐待について](#)

[松戸市虐待防止条例制定記念講演会](#)

虐待の相談・通報先

虐待かなと思ったら 相談通報を

相談・通報は匿名でも構いません

相談・通報した人の情報は守られます

◎松戸市パートナー講座(出前講座)

※パートナー講座(出前)は、松戸市が行っている事業や業務を市民に説明し、市政に対する理解・関心を深めていただくために行うもの

(実績)

- 令和4年9月 千葉県看護協会登録病院の看護師対象 出席者：37名
- 令和4年11月 社会福祉法人 気づき 出席者：45名

(内容)

- 1. 松戸市虐待防止条例について
- 2. 児童虐待・障害者虐待・高齢者虐待の現状について



多世代の方に関わる支援機関に対し、虐待防止にかかる各分野の取り組みや相談体制等について理解を深めることができた。

◎虐待防止条例制定記念講演会

虐待防止条例制定記念講演会（オンライン講演会）

令和2年度撮影

- 時期：令和3年3月1日より配信
- 開催方法：インターネットでの配信
- 内容
 - ① 「松戸市虐待防止条例と今後の取組みについて」
郡 正信 福祉長寿部長
 - ② 「児童虐待から考える3虐待の連携について」
講演者：松戸市立総合医療センター
小槻 孝介 小児科副部長
 - ③ 「弁護士から見る3虐待の連携について」
講演者：ななつぼし法律事務所 神保 正宏 所長
 - ④ 市民の方や関係団体等の様々な方に応援メッセージを記入してもらい、メッセージパネルを作成する。「虐待のない誰もが安心して暮らせるまち まつど」の実現に向けて、市・市民・関係団体・地域社会が一丸となって取り組んでいくことを目指す。

松戸市虐待防止条例制定記念オンライン講演会のご案内

～虐待のない
誰もが安心して暮らせるまち まつど～



市では、児童・高齢者・障害者に対して、市・関係団体・地域社会が協力して虐待を防止する「松戸市虐待防止条例」を令和2年4月1日に制定しました。児童・高齢者・障害者への虐待に対する連携した防止対策をテーマに、オンライン講演会を配信しています。ぜひご覧ください。

YouTubeで
オンライン配信中！

内容

- 松戸市虐待防止条例について
- 子ども虐待から考える三虐待の連携について
- 虐待が起こりやすい環境と松戸市虐待防止条例
- 市民のみなさんからの応援メッセージ

講師

- 松戸市総合医療センター 小児科副部長 小槻孝介
 - ななつぼし法律事務所 所長 神保正宏氏
- 費用 無料



詳細は市ホームページをご覧ください



お問い合わせ：松戸市 福祉長寿部 障害福祉課

(前ページ続き)

■ アンケート結果 94名に配布

回収54名（オンライン：23名 会場：31名）

回収率57.4%

- ・ 条例を知るきっかけとなった。
- ・ 重すぎずわかりやすかった。
- ・ 虐待防止の主人公は自分も含まれていることを忘れないようにしたい。
- ・ ZOOMで講演会に参加できてよかった。
- ・ 虐待を知った時自分は通報できるか？答えが出ない。でもこの講演会を聞いて少し前向きになれるような気がしました。

■ R5年度について



**令和5年10月25日(水)
松戸市民劇場にて開催予定**

◎虐待対応機関合同勉強会

【目的】 児童・障害者・高齢者の虐待対応機関の連携強化および効果的な支援をめざす。

【日時】 令和4年12月19日（月） 10時～12時

【対象】 虐待対応機関職員

（柏児童相談所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、
子ども家庭相談課、地域包括ケア推進課、障害福祉課）

【内容】 1. 各虐待の対応について

（通報受理から終結までの流れ、判断基準、協力体制等）

2. 事例検討

（虐待通報をきっかけに複合的課題を抱えた世帯への連携した支援）

【出席者】 41名（児童：6名、高齢：27名、障害：8名）

昨年度アンケートで要望が多かった架空事例検討のグループワークを取り入れたことで、他機関の業務内容が具体的に把握できたとともに、実際の連携の場面を想定して検討を進めたことで今後の関係構築および支援の円滑化につながった。

◎市役所職員向け研修会

【目的】 幅広く市民に関わる市役所職員の虐待防止に関する意識を高め、各分野の虐待の特徴や発見のポイント、通報・相談窓口等を周知し、虐待の早期発見・早期対応の実現を目指す。また、虐待防止の取り組みについて市役所職員の理解が深まり、各部署の予防的関わりの推進、多分野連携の強化を目指す。

【研修実施期限】 令和5年1月16日～令和5年2月28日

【対象】 市役所職員

【方法】 動画視聴

【内容】 1. 松戸市虐待防止条例について

2. 児童・高齢・障害の各虐待の通報受理状況や対応、通報先の紹介

【動画視聴課数】 99課

【受講人数】 1822名

松戸市職員の皆様にお伝えしたいこと

虐待に関する通報、相談は 支援のきっかけ となります

■ アンケート結果（99課より回収）

- 口調が荒い場面等、気になるところを目にした。
- 通報するにあたり当事者の情報をどこまで把握する必要があるのか。
- 通報したことでその家族から苦情やトラブルになることがあるのではないか。
- 通報基準に迷う。どこに注意したらよいかを教えてください。
- 窓口や庁内での具体的な事例を教えてください。
- 新規採用職員への研修の実施。



令和4年度は研修動画として全庁的に実施。

令和5年度は研修会アンケート結果をもとに、継続的に早期発見・虐待予防に努めるため、庁内関係課とは引き続き情報共有を図るとともに、広く市民に対応する職員を対象とするため、新規採用職員を対象に研修開催を検討。